

声明 袴田巖さんの58年に及ぶ人権侵害を救済した再審無罪判決を受けて

2024年9月27日
日本国民救援会中央本部
同 静岡県本部
再審・えん罪事件全国連絡会

昨日(9月26日)、静岡地方裁判所(國井恒志裁判長)は、袴田巖さんの再審裁判で、死刑判決の重要な3つの証拠(①自白、②5点の衣類、③ズボンの共布)が捜査機関によってねつ造されたものと認定し、無罪判決を言い渡した。

判決はまず、警察での取調べについて、「黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって獲得され」「実質的にねつ造されたもの」とし、証拠から排除した。さらに、自白獲得の経緯について、警察と検察の「連携」を指摘して捜査過程の問題を浮き彫りにしている。また、袴田巖さんの犯行の中心的証拠とされた「5点の衣類」について、「1年以上みそ漬けされた場合にその血痕に赤みが残るとは認められず、本件事件から相当期間経過後の発見に近い時期に、本件犯行とは無関係に、捜査機関によって血痕を付けるなどの加工がされ、1号(みそ)タンクに隠匿されたもの」「鉄紺色ズボンの共布とされる端切れも、捜査機関によってねつ造されたもの」と認定した。このように、捜査機関の違法捜査を厳しく断罪した上で出された画期的な無罪判決である。

袴田巖さんは、1966年6月30日未明に静岡市清水区(旧清水市)のみそ製造会社で発生した強盗殺人・放火事件の犯人として、同年8月18日に逮捕され、1968年9月11日に静岡地方裁判所(石見勝四裁判長)で死刑判決を言い渡された。本件は、2023年3月13日に東京高等裁判所(大善文男裁判長)の再審開始決定が確定し、2023年10月27日から15回にわたって行われたやり直し裁判(再審公判)の末、事件から58年を経て誤った判決が正されたものである。第2次再審請求審では、公判未提出証拠であった「5点の衣類」のカラー写真のネガフィルムが開示された。それによって、確定判決の誤りを弾劾することができた。しかし、本来は全ての証拠が開示されるべきであり、証拠隠しとの批判をまぬがれることはできない。

さらに、2014年3月27日の静岡地方裁判所(村山浩昭裁判長)の再審開始と死刑執行停止・釈放(拘置の執行停止)の決定に対し、検察官が不服申立をしたことで審理の長期化を余儀なくされ、確定まで10年が費やされた。その結果、袴田巖さんは88歳、姉のひで子さんは91歳と高齢となっている。袴田巖さんは、長期間にわたり死刑囚として身体を拘束されたことによって拘禁反応の症状が見られるなど、心身に不調を来している。お二人の人生にとって残された時間は長くなく、これ以上、袴田巖さんの救済が遅れることは断じて許されない。一刻も早く無罪判決を確定させ、袴田巖さんが真の自由を勝ちとるために、検察が控訴を断念することを強く求める。

本件判決は、免田、財田川、松山、島田の各事件に続く5件目の、死刑確定から再審無罪となったものである。無実の人を死刑に処するという究極の誤りを絶対に起こさないためにも、死刑制度の廃止、人質司法の改善、そして再審法改正など刑事司法の改革が必要である。

日本国民救援会は、本件無罪判決を力に、全ての冤罪被害者の救済、刑事司法改革に全力を尽くす決意を表明する。

以上